



---

川崎市の公園緑地の魅力向上に  
向けたサウンディング型市場調査  
実施要領

---



令和元年 8 月

川崎市建設緑政局総務部企画課

## ■目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
- 2 調査の方法・内容・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ
- 3 全体スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ
- 4 サウンディング調査説明会・現地見学会の開催・・・・7ページ
- 5 質問の受付・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
- 6 参加申込受付・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
- 7 個別対話の実施・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ
- 8 対話内容の公表・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ
- 9 対話実施後の事業の予定・・・・・・・・・・・・10ページ
- 10 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・10ページ
- 11 様式・参考資料・・・・・・・・・・・・11ページ
- 12 担当部署及び問い合わせ先・・・・・・・・11ページ

## 1 はじめに

川崎市には、多摩丘陵や多摩川などの豊富な自然環境資源や、特徴ある公園緑地があり、多様で広域性のある緑が魅力の一つとなっています。また、公園緑地などの緑は、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの役割だけでなく、地域の生活空間にうるおいや安らぎをもたらすとともに、災害から市民の生命や財産を守り、さらには健康増進や地域交流の場となるなど、暮らしの質を高め、安全で快適な都市づくりの基盤ともなっています。

一方で、都市における貴重な緑とオープンスペースである公園では、一部においてその機能を十分に発揮できていない公園や老朽化の進行した施設を有する公園などがあり、公園の機能の保全や質の向上を図ることが課題となっています。そのため、公園の整備・管理運営を着実にを行うとともに、さらなる魅力向上に向けた取組を進めていくことが必要です。

また、樹林地等については、緑地保全の進展に伴い、保全活動の継続とともに、新たに樹林地等の利活用による適正管理の推進が重要となっており、その取組を持続的なものとするには、次世代の担い手となる子どもたちがのびのびと自然にふれあい、成長できる機会を創出することが必要です。

川崎市では、平成30年3月に策定した「川崎市緑の基本計画」において、公園緑地等への民間活力の導入に向けて、以下の方針を定め、具体的な取り組みを進めていくこととしています。

- 公園利用者の質の高い広場空間を提供するために、オープンスペースを有効活用し、賑わいを創出する。
- 公園の魅力を高めることで個性と活力のあるまちづくりを実現する。
- 民間のノウハウを活かすことで更なる効率的・効果的な公園の整備・管理運営を目指す。

以上のような状況を踏まえ、公園のさらなる魅力向上や自然の特徴を活かした遊び場の創出により、都市の魅力の向上やまちの賑わいの創出、地域コミュニティの活性化を図るため、民間事業者等から幅広いアイデアや事業についての提言、川崎市への要望等をお聞きするサウンディング型市場調査を実施し、市内の公園緑地への民間活力導入の可能性や今後の取組の方向性について検討します。

*提案は、簡素なものでも構いません。*

*みなさまの持つ「こんなこといいな、できたらいいな」という公園の魅力向上につながるアイデアをお聞かせください！*

*みなさまのご参加をお待ちしております！*

**川崎市とみなさまで**

**魅力あふれる公園緑地をつくっていきましょう！**

## 2 調査の方法・内容

### (1) 調査の方法

本調査では、協力いただける民間事業者等のみなさまから、個別対話にて御意見を伺います。

### (2) 調査の対象公園緑地

川崎市が管理する全ての公園緑地 約 1,200 公園

※県立公園及び港湾緑地、個別に民間活力導入に向けた取組を推進している公園緑地（等々力緑地、夢見ヶ崎動物公園）は対象外とします。

<参考>

ー参考資料1 1ha以上の都市公園調書

ー参考資料2 川崎市公園・緑地等位置図（平成30年度版）

ー川崎の公園

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000071975.html>

ー川崎市内の緑と公園（主な公園）

<http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

### (3) 調査の対象者

自らが主体的に事業を実施する意向のある、法人格を持つ民間事業者（NPO法人その他の団体を含む）またはそのグループ。業種、業態は問いません。  
※但し、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第7条に該当する者
- ④ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者

## (4) 提案内容

### ① 公園の利活用

#### □ 公園のさらなる魅力向上

賑わいや憩いの創出、利用者の利便性向上につながるような、公園の特色や地域の特性を活かした公園施設の整備や公園の維持管理、運営、オープンスペースの有効活用等により、公園機能を向上させるとともに、公園の新たな魅力の創出や地域の活性化を図るもの。

<公園の利活用方法の例>

- ・新たな公園施設の整備
- ・既存施設のリニューアル
- ・定期的なイベント開催 など

### ② 保全緑地※の利活用

#### □ 自然の特徴を活かした遊び場の創出

次世代の担い手となる子どもたちの情操教育や防災意識の向上、健全な心身の成長につながるような、自然をそのまま活かした自由に遊べるフィールドを創出し、緑地の保全と利活用による適正管理の推進を図るもの。

※保全緑地とは、特別緑地保全地区や緑の保全地域等のことを指します。

### ●提案にあたって

- ・みなさまの持つノウハウ、創意工夫を活かした幅広いアイデアをご提案ください。
- ・具体的な公園名をあげず、事業のイメージを提案していただくことも可能です。
- ・提案は、公園緑地全体又は一部分でも可能です。
- ・既存の施設の設置状況にとらわれず、自由な発想でご提案ください（既存施設の撤去及び再整備も可能）。
- ・その他、ご提案いただいた内容を実現するにあたっての課題、市に対する要望等も任意でご提供ください。
- ・指定管理者制度を導入している公園については  
川崎の公園 (<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000071975.html>)  
をご参照ください。

●留意事項等

- ・基本的には、事業のための施設等の整備は民間事業者等の負担となります。また、事業に伴い得られた収益は民間事業者等の収入になります（市や管理運営協議会等に一部還元（公園の維持管理や環境美化等のための公益還元）を求める場合があります）。
- ・「川崎市緑の基本計画」を踏まえた提案をお願いします。  
 ー参考資料3 [川崎市緑の基本計画（平成30（2018）年3月）](http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000023138.html)  
<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000023138.html>
- ・公園緑地における事業の実施手法は、下表の制度の活用を想定しています。※必ずしも限定するものではありません。

《事業手法例》

制度	主な内容	費用負担		具体例	法令等
		民間事業者等の負担	市負担		
公園施設の設置及び管理運営					
設置許可	民間事業者等が公園施設を設置し、管理運営	使用料		レストランや売店など	都市公園法第5条
P-PFI	民間事業者等が公園施設を設置し、管理運営 ※施設周辺の園路・広場なども同時に整備	・使用料 ・園路・広場等の整備費（全部または一部）	園路・広場等の整備費（一部）	レストランや売店などに加え、園路・広場等の整備	都市公園法第5条の7
公園施設の管理運営					
管理許可	市が設置した公園施設を民間事業者等が管理運営	使用料		施設の内装を改装し、レストランや売店として管理運営	都市公園法第5条
指定管理者	公園を含む公共施設を、指定された民間事業者等が管理運営		管理料	公園の維持管理をしながら、自主事業としてイベントの開催や施設を有効活用	地方自治法第244条の2
公園の利用					
行為許可	民間事業者等が公園内でイベント等を実施	使用料		フェスティバルやマルシェ等の開催	川崎市都市公園条例第3条

- ・都市公園法及び都市緑地法、川崎市都市公園条例、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例その他関係法令を遵守した提案をしてください。特に、提案により新たに施設を整備する場合、都市公園法第2条及び都市公園法施行令第5条に掲げる、都市公園の効用を全うするために設けられる、下表の「公園施設」を原則とします。

### 《公園施設一覧》

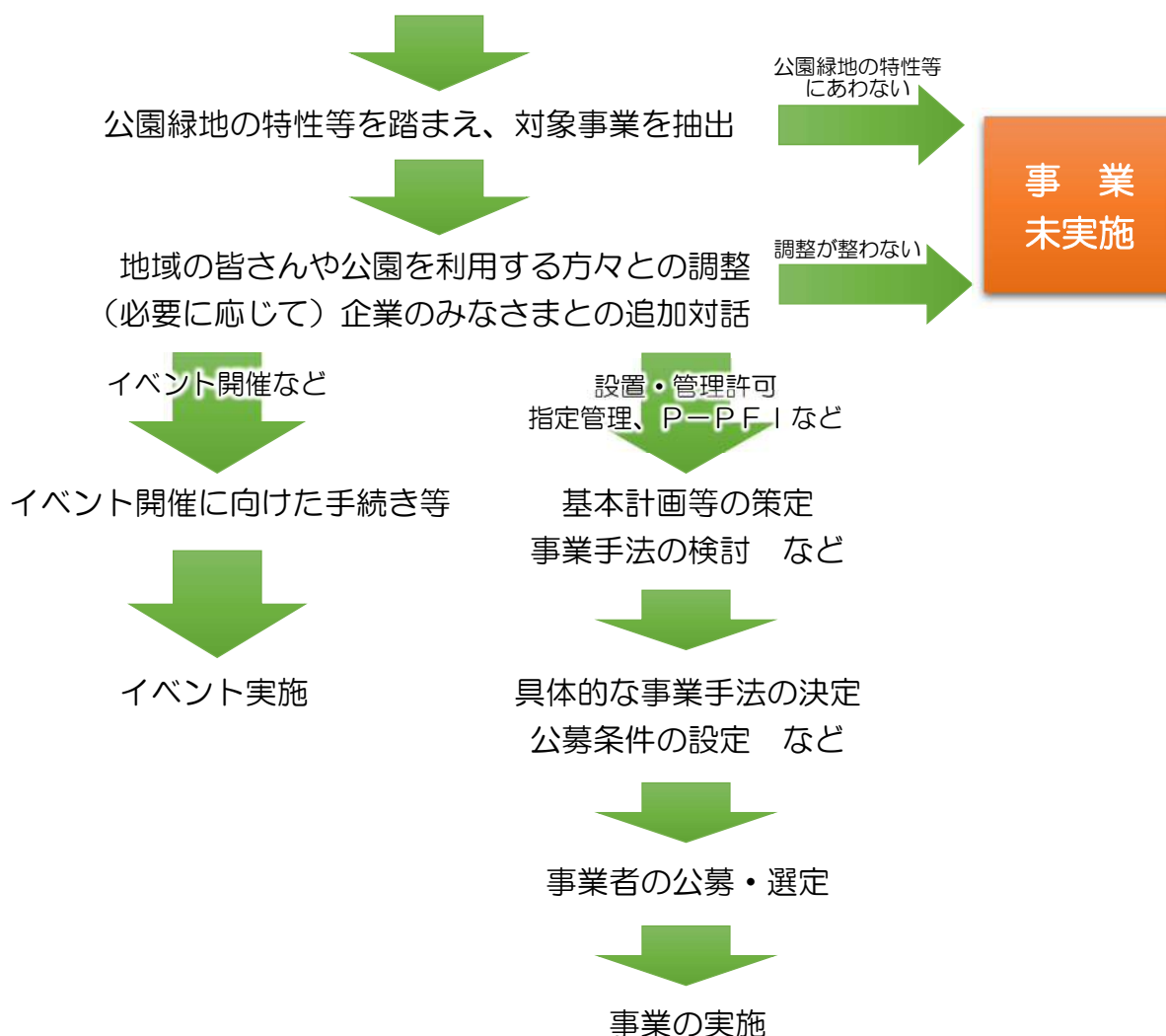
分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温室利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物（観覧席、シャワー等）	植物園 温室 区分園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等（古墳、城跡等）	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場（廃棄物再生利用施設を含む） くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設（環境への負荷の低減に資するもの） その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 〔耐震性貯水槽〕 〔放送施設〕 〔情報通信施設〕 〔ヘリポート〕 〔係留施設〕 〔発電施設〕 〔延焼防止のための散水施設〕 ※〔 〕内は省令で定められている施設
		その他これらに類するもの							

### 3 全体スケジュール

#### ～今回のサウンディング調査～

内容	期間等
実施要領の公表	令和元年8月22日(木)
サウンディング調査説明会・現地見学会の参加申込期限	令和元年9月2日(月)
サウンディング調査説明会・現地見学会の開催	<第1回> 令和元年9月6日(金) <第2回> 令和元年9月9日(月)
質問の送付期限	令和元年9月17日(火)
サウンディング調査参加申込受付期限	令和元年9月30日(月)
サウンディング調査(個別対話)の実施	～令和元年12月末まで(予定)
実施結果概要の公表	令和2年1月末頃予定

#### ～サウンディング調査後の予定～





## 4 サウンディング調査説明会・現地見学会の開催（事前申込が必要です）

本調査の内容について、次のとおりサウンディング調査説明会及び現地見学会を開催します。

### （1）説明会・現地見学会

	＜第1回＞	＜第2回＞
日 程	令和元年9月6日（金）	令和元年9月9日（月）
【説明会】※サウンディング調査全体に関する説明会（第1、2回ともに同内容）		
時 間	午前9時30分から（所要60分程度）	午後1時30分から（所要60分程度）
受付開始	午前9時15分から	午後1時15分から
会 場	カルッツかわさき1階第1・第2大会議室 （川崎市川崎区富士見1-1-4）	川崎市麻生区役所4階第3会議室 （川崎市麻生区万福寺1-5-1）
【現地見学会】※個別の公園緑地の見学会		
時 間	午前10時30分から（所要90分程度）	午後3時30分から（所要90分程度）
受付開始	午前10時15分から	午後3時15分から
見学場所	富士見公園 （川崎市川崎区富士見町1・2丁目他）	王禅寺ふるさと公園・王禅寺四ツ田緑地 （川崎市麻生区王禅寺528-1他）
集合場所	カルッツかわさき1階第1・第2大会議室 ※概要説明後、見学場所へ移動	王禅寺ふるさと公園管理事務所前

※説明会、現地見学会どちらかのみでの参加も可能です。

※王禅寺四ツ田緑地の現地見学は、足場の悪いところもあるため、動きやすく、汚れてもいい服装でお越しください。

### （2）参加方法 ※参加は、事前申込制です。

- 以下のURLの「サウンディング調査説明会・現地見学会参加申込みフォーム」より、必要事項を記入の上、お申込みください。

◆URL：[https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form\\_id=3932](https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=3932)

- 申込受付締切 令和元年9月2日（月）

### （3）留意事項等

- 参加者は、1民間事業者・団体あたり原則2名まででお願いします。
- 説明会当日は、本実施要領は配布しませんので、各自持参してください。
- 説明会・現地見学会に不参加でも、サウンディング調査（個別対話）への参加は可能です。
- 当日は、異業種間のコンソーシアムの形成が可能となるよう、各参加者の名簿（企業・団体名、参加者氏名及び連絡先）を配布する予定です。名簿掲載への可否については、「サウンディング調査説明会・現地見学会参加申込みフォーム」の所定の欄に入力してください。

## 5 質問の受付

---

実施要領等に対する質問を以下の方法により受付します。回答は、川崎市ホームページに公表いたします。複数社で提案を行う場合には、代表者が質問を取りまとめて行ってください。

- (1) 申込書類 様式1「質問書」又は任意の様式
- (2) 受付締切 令和元年9月17日(火)まで
- (3) 提出方法
  - ・メールの題名を「サウンディング調査質問書」とし、以下のメールアドレスあてに送付してください。
    - ◆メール送付先：川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当  
[53kikaku@city.kawasaki.jp](mailto:53kikaku@city.kawasaki.jp)
- (4) 回答の公表 回答は、順次、川崎市ホームページにて公表します。

## 6 参加申込受付

---

- (1) 申込書類 様式2「サウンディング調査参加申込書」又は任意の様式
- (2) 申込締切 令和元年9月30日(月)まで
- (3) 申込方法
  - ・メールの題名を「サウンディング調査参加申込」とし、以下のメールアドレスあてに送付してください。
    - ◆メール送付先：川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当  
[53kikaku@city.kawasaki.jp](mailto:53kikaku@city.kawasaki.jp)

## 7 個別対話の実施

---

様式2「サウンディング調査参加申込書」を提出いただいた後、提案者との個別対話を以下の方法で行います。具体的な対話の日時及び場所については、「サウンディング調査参加申込書」に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者宛てに連絡いたします。

### (1) 対話方法

民間事業者のアイデアやノウハウ等の保護を図るため、調査は非公開による対話型個別ヒアリングにて実施します。調査は、建設緑政局総務部企画課（必要に応じて関係部局）の職員が対応させていただきます。

### (2) 対話実施期間

令和元年12月末まで（予定）

### (3) 所要時間

30分～1時間程度（対話の内容によっては超過する場合があります）

### (4) その他

個別対話当日は、説明用の資料を3部御持参ください。

## 8 対話内容の公表

---

提案いただいた内容については、概要として取りまとめの上、令和2年1月末頃に市のホームページで公表します。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

## 9 対話実施後の事業の予定

---

調査により提案のあった内容を精査し、民間活力の導入により公園緑地に新たな魅力が創出できると判断されたものから、地域や公園利用者の方々と調整を行います。また、必要に応じて、追加対話を実施させていただきます。その後、調整が整ったものから、順次事業者公募（イベント等の場合は各種手続き）を行います。

## 10 留意事項

---

### (1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

- ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。
- イ 川崎市及び提案者ともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。
- ウ 提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募等の手続きを行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

### (2) 費用等

本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。川崎市による費用の徴収または対価の支払はありません。

### (3) 追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いいたします。

### (4) 個別に提供する資料等について（個別に資料を提供する場合）

サウンディング調査の参加者に対し個別に提供する資料等については、本事業の目的のためにのみ提供を受けるものとして、秘密として保持すべき守秘義務対象資料とします。また、サウンディング調査への参加申込をもって、以下の事項について承諾したものとみなします。

- ア 第三者への開示の禁止（ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲及び方法で、提案者と守秘義務契約を締結した者へ開示する場合を除く）
- イ 善良な管理者としての情報管理の徹底
- ウ 提案者から情報が漏えいした場合の市又は第三者への損害の補償

## 11 様式・参考資料

---

様式1 質問書 ※任意の様式も可

様式2 サウンディング調査参加申込書 ※任意の様式も可

<参考>

- 参考資料1 1 ha 以上の都市公園調書
- 参考資料2 川崎市公園・緑地等位置図（平成 30 年度版）
- 参考資料3 川崎市緑の基本計画（平成 30（2018）年 3 月）  
<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000023138.html>
- 川崎の公園  
<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000071975.html>
- 川崎市内の緑と公園（主な公園）  
<http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

## 12 担当部署及び問い合わせ先

---

川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当 栗林、藤田

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12-1 タワーリパーク 17 階

電 話：044-200-0232

F A X：044-200-3973

メール：[53kikaku@city.kawasaki.jp](mailto:53kikaku@city.kawasaki.jp)